

# 高知県緑化促進事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県緑化促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、県民の森林に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動につなげることを目的として、別表第1に掲げる補助事業者が実施する、幅広い県民に利用される県内の公共的空間や教育・保育施設を郷土樹種を用いて緑化する事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助事業に係る補助対象経費及び補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。  
また、補助対象経費に補助率を乗じて算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、補助事業者が市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)であって、当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した市町村費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。

## (補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は知事に提出しなければならない。ただし、原則として一事業者につき年度内に一施工箇所に係る事業を申請の限度とする。

2 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 市町村等を除く補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 県税の納税証明書(全税目のもの)又は県税完納情報の提供に係る同意書(別紙4)及び本人確認書類の写し
- (2) 県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書
- (3) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書(別紙5)

## (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請を

したものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取り消し)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。
- (2) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助の条件に違反したとき。
- (3) 不正若しくは虚偽の申請をし、又は当該申請によって補助金の交付を受けたとき。
- (4) 事業完了の翌年度から起算して5年以内に、整備した施設等を他の目的に転用した場合。  
ただし、公用、公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、返還額に係る減免について協議することができるものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、この要綱等の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、これに付した条件若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。
- (4) 補助事業により整備した財産について、県の森林環境税を活用していることを看板等により表示し、かつ、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分した場合は、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。ただし、公用、公共用、天災地変その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の変更の承認申請)

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、速やかに変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号に掲げるいずれかに該当する事項とする。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業の実施箇所の変更
- (3) 補助金額の増額又は30パーセントを超える減額
- (4) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について遂行状況報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定前の着手)

第10条 補助事業者による対象事業の着手は、原則として、県からの補助金の交付の決定通知を受けて行うものとし、当該年度にやむを得ない事情により、補助金の交付の決定の前に着手する必要があるときは、事業着手前に第4条第1項の補助金の交付の申請を行うとともに交付決定前着手届(別記第4号様式)にその理由を具体的に明記した上で知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日、若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに規則第11条第1項に基づく実績報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(実績報告に際し前項の規定により減額した場合にあっては、減じた額を上回る部分の金額)を別記第6号様式により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 規則第14条ただし書の規定に基づき概算払を請求する補助事業者は、概算払請求書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第2号から第6号まで、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

| 事業区分    | 公共的空間緑化事業  |  | 教育・保育施設緑化事業                            |
|---------|--|--|--|
| 事業内容    | 木材を利用したPR効果の高い県内の公共的空間における郷土樹種(注1)の活用を原則とする緑化事業  |  | 県内の教育・保育施設における郷土樹種の活用を原則とする緑化事業        |
| 補助事業者   | 市町村、市町村教育委員会、学校法人、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等であって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行えるもの。  |  |  |
| 補助対象経費  | 植栽資材費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽する樹木</li> <li>・植栽に要する土、肥料、土壌改良材、樹木支持材、マルチング材、防草シート類、消毒剤、土留め材</li> </ul>  |  |
|         | 植栽基盤整備費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県産材を使用した植栽に要するプランター</li> <li>・植栽ます及び植栽する樹木に係る土留めを目的とした花壇整備費</li> <li>・前生樹木の移植・撤去費(前生樹木を植えていた場所に本事業による植栽を新たに行う場合に限る)</li> </ul> |  |
|         | 植栽施工等経費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の森林環境税を活用していることを表示する看板等の制作・設置費用</li> <li>・植栽に要する工事請負費及び委託料</li> </ul>   |  |
| 補助対象施設  | 木材を利用したPR効果の高い県内の公共的施設(注2)及び公園   |  | 教育・保育施設(注3)                            |
| 補助率     | 補助対象経費の2分の1以内(ただし、大企業(注4)に該当する場合は3分の1以内)   |  | 補助対象経費の10分の10以内(ただし、大企業に該当する場合は3分の1以内) |
| 補助金額の下限 | 400千円超/事業  |  |  |
| 補助金額の上限 | 6,000千円/事業   |  |  |
| 採択要件    | <p>(1) 植栽基盤整備費は、補助対象経費の2分の1を超えないこと。</p> <p>(2) 補助対象経費の積算に用いる見積書及び請求書等の証拠書類は、補助対象経費のいずれの経費であるかが明確に判別できるよう内訳を表示すること。</p> <p>(3) 次に掲げるものは、補助事業の対象としない。</p> <p>①過去に本事業によって整備した植栽箇所の緑化事業。</p> <p>②補助事業者が雇用する職員に係る人件費及び事務処理に要する経費。</p> <p>(4) 本事業により緑化した箇所へ県の森林環境税を活用していることを看板等により表示すること。</p> <p>(5) 同一の施設内であって、複数箇所を植栽する場合は1事業とみなす。</p> <p>(6) 入札の実施や複数業者から見積書を徴することによる適正価格での実施とすること。ただし、特殊性等があることにより、2者以上から見積りを徴することができない場合は、その理由を明らかにした書面を交付申請書に添付することで、1者による見積りによることを認める。なお、入札に付す場合は、地方自治体が行う契約手続きの取り扱いに準じること。</p> <p>(7) 補助事業者とは別に事業地を管理している管理主体がある場合は当該管理主体及び関係者等の書面による同意があること。</p> <p>(8) 運営が適正に行われ、経理や運営内容を報告できる団体であること。また、任意団体の場合は構成員が5人以上であること。</p> <p>(9) 高知県のホームページや広報誌等による実施事業の公表に異議がないこと。</p> <p>(10) 補助対象事業は交付申請を行った年度内に完了すること。</p> |  |  |

(注) 1 「郷土樹種」とは、別表第3に定めるとおりとする。

ただし、別表第3に定める樹種の園芸品種については別途協議する。なお、樹木は植栽方法により、有害性・危険性を有する物があるため、樹種及び使用方法の決定は各樹木の特性及び周辺環境について十分検討したうえで使用すること。

2 「木材を利用したPR効果の高い県内の公共的施設」の「公共的施設」とは、市町村が整備する公共の用又は公用に供する施設及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる公共建築物(社会福祉施設、病院又は診療所、運動施設、社会教育施設又は旅客の乗降若しくは待合の用に供する建築物等)及び道の駅とする。ただし、計画地は多数の県民等が利用可能な空間であり、特定の会員向け施設や主に当該施設の職員が利用する空間などは対象外とする。また、開設前で整備中の施設の場合は、開設予定時期や事業内容が分かる資料を提出し、県が認めるものを対象とする。

3 「教育・保育施設」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園及び保育所)をいう。また、開設前で整備中の施設の場合は、開設予定時期や事業内容が分かる資料を提出し、県が認めるものを対象とする。

4 「大企業」とは、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項に規定する大企業者をいう。

別表第2（第5条—第7条関係）

|   |
|---|
| 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。  |
| 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。  |
| 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。 |
| 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。  |
| 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。  |
| 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。   |
| 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。  |
| 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。   |
| 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。   |
| 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。   |